

交野市ブロック塀等撤去・改修促進事業 補助金制度のご案内

(申請受付:4月~12月末)(完了報告書提出期限:翌2月末)

【ご注意ください】

- 申請は先着順に受付し、件数が予算上限に達した時点で、年度途中でも受付終了です。
- 交付決定以前に契約・工事着手した場合には補助金を交付できません。
- 交付決定されても、提出期限までに完了報告書を提出されないと、補助金を交付できません。

ブロック塀等撤去・改修促進事業とは？

地震等により道路に面したブロック塀等が倒壊すると、歩行者に危険が及ぶだけでなく散乱した瓦礫等により、避難や緊急車両の通行・災害復旧作業にも支障をきたします。

交野市では、このような被害を防ぐため、危険なブロック塀等の撤去・改修の促進を目的として費用の一部を補助します。

補助対象となるブロック塀等とは？

交野市内にある道路(国、府、交野市が管理する道路)に面するコンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀又は土塀(以下「ブロック塀等」といいます。)

対象となる条件は？

【補助対象者】

- 交野市内にあるブロック塀等の所有者(※)であって、当該ブロック塀等を撤去および改修するもの。
(※)申請地の固定資産税納税通知書の納税者または登記事項証明書(建物または土地)の所有者をブロック塀等の所有者とします。
- 市税の納付が滞っていないもの。
- 過去にこの補助金の交付を受けていないこと
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないもの。
- 建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するもの。

【補助対象工事】

- 撤去するブロック塀等の高さ(道路面からの高さをいう。以下同じ。)が、60cm以上のものであること。
- ブロック塀等の一部を撤去する場合は、撤去した後のブロック塀等の高さがすべて60cm以下になること。
- ブロック塀等が道路内に残存、または水路等の公共施設に突出しないこと。
- 改修により新たなブロック塀等を設置する場合、その高さがすべて60cm以下とし、60cmを超える部分は、軽量なフェンスとすること。
- 国、府または市の施行する公共事業等の補償の対象となっていないもの。
- 撤去するブロック塀等がなく、新たに設置する場合は、補助対象外です。

補助金額は？

次の額を補助金として交付します。ただし、1,000円未満の端数がある場合は切り捨てます。

- ① **撤去** の場合…撤去費用に相当する額の80%に相当する額で、**上限100,000円**
- ② **改修** の場合…改修費用に相当する額の80%に相当する額で、**上限200,000円**

(※)改修のみの補助はありません。また、撤去と同時に申請した場合だけ、補助対象とします。

申請に必要な書類は？

(※)工事契約や着手前の申請が必要です

- 交野市ブロック塀等撤去・改修促進補助金交付申請書(様式第1号 第1面)
- 補助金交付に関する誓約書(様式第1号 第2面)
- 敷地の位置図(縮尺2,500分の1以上のもので工事区域を赤色で明示したもの。)
- 撤去または改修するブロック塀等の配置図
- 撤去または改修するブロック塀等の高さや延長、仕様を示した概要図

(可能であれば仕様等が分かるカタログの写しを添付して下さい)

- ブロック塀等の撤去または改修に要する経費の分かるもの(施工業者が発行した見積書
 またはその写し)
- 撤去前のブロック塀等の写真

お問い合わせ先

交野市役所 都市まちづくり部 都市まちづくり課 (電話:072-892-0121)